

【関係告示】平24厚労告271・第3号

イ 指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)、共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。)の障害児の数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の右欄に掲げるところによるものとする。

こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去3月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)を除く。)の場合にあっては指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規定に定められている利用定員を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあってはこれに準ずるものという。以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一)利用定員が11人以下 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二)利用定員が12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 1日の障害児の数が次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一)利用定員が50人以下 利用定員の数に100分の150</p>	100分の70

を乗じて得た数を超える場合 (二)利用定員が 51 人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から 50 を控除した数に 100 分の 25 を乗じて得た数に 25 を加えた数を加えて得た数を超える場合	
--	--

□ 指定放課後等デイサービス事業所(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下この□において同じ。)又は基準該当放課後等デイサービス事業所(みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下この□において同じ。)の従業者の員数が次の表の左欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の右欄に掲げるところによるものとする。

こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士(特区法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の員数を満たしていないこと。 (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第 71 条の 3 第 1 項第 1 号の基準を満たしていないこと。	100 分の 70 (3 月以上継続している場合は、 100 分の 50)
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。 (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第 71 条の 3 第 1 項第 2 号の基準を満たしていないこと。	100 分の 70 (5 月以上継続している場合は、 100 分の 50)